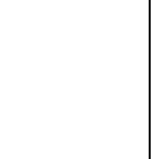


第 2 2 3 9 - 1 号
令和 2 年 5 月 2 9 日
発行：只 見 町
編集：地域創生課
広報広聴係



https://www.town.tadami.lg.jp/
E-mail koho@town.tadami.lg.jp

広報
ただみ
おいらせぽん

会計年度任用職員
の募集について

令和2年度会計年度任用職員を
募集します。
○事務補助員 若干名
・勤務先
町下庁舎および駅前庁舎
・勤務時間
午前8時30分～午後5時
1日あたり7時間30分、週5日
・業務内容 事務補助業務
○任用期間（予定）
令和2年6月22日
～令和3年3月31日
○月額報酬等 町規定による。
○福利厚生
健康保険、厚生年金保険、雇
用保険、労災保険に加入あり
○応募方法
受験申込書・履歴書（総務課
総務係、朝日・明和振興センタ
ーにあります。）を総務課総務係
へ提出してください。
○応募期限
6月11日（木）正午必着
○採用考查 面接試験
○採用考查の日時
応募者に試験実施の日程を通
知します。

粗大ゴミ収集
当日の出し方について

粗大ゴミ収集日に、粗大ゴミ以
外のゴミが大量に持ち込まれ、粗
大ゴミ収集業務に多くの労務と大
幅な収集遅延が生じております。
つきましては、指定のごみ袋に入
る燃えるゴミ、燃えないゴミはそ
れぞれの収集日に搬出し、粗大ゴ
ミ収集場所に一緒に持ち込まない
ようお願いします。

粗大ゴミ収集日に、粗大ゴミ以
外のゴミが大量に持ち込まれ、粗
大ゴミ収集業務に多くの労務と大
幅な収集遅延が生じております。
つきましては、指定のごみ袋に入
る燃えるゴミ、燃えないゴミはそ
れぞれの収集日に搬出し、粗大ゴ
ミ収集場所に一緒に持ち込まない
ようお願いします。

子育て世帯への臨時
特別給付金（公務員
向け）の申請について

只見町では5月25日から子育
て世帯への臨時特別給付金（公務
員向け）の申請受付を開始しまし
た。公務員の方は所属庁から配布
される様式に必要事項等を記入
し、期限までに提出してください。
なお、令和2年3月31日時点で
住民票のある市区町村に申請とな
りますのでご注意ください。

子育て世帯への臨時
特別給付金（公務員
向け）の申請について

只見町無料職業紹介所求人情報

詳しくは、只見町無料職業紹介所（Tel 8 2 - 5 2 4 0）へお問合せください。

求人者名	職 種	賃 金	所在地・就業場所	就業時間	加入 保険等	必要な 免許資格
(株)コスモメディ カルサポート 桜の丘みらい	【正社員】 介護員 雇用期間の定めなし	月額 156,100～ 192,900 円	只見町只見字原 707-1 電話：82-5006	交代制あり ①7:00～16:00 ②9:00～18:00 ③11:00～20:00 ④16:00～翌 10:00	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転 免許一種 （オートマチック 限定可）
社会福祉法人 南会津会 介護老人保健 施設 こぶし苑	【正社員以外】 介護員（臨時） 雇用期間の定めあり 4 か月以上	日額 6,590～ 8,550 円	只見町長浜字唱平 31 電話：84-2101	交代制あり ①7:00～16:00 ②9:00～18:00 ③10:00～19:00 ④17:30～翌 9:30 ※勤務時間等要相談	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転 免許一種 （オートマチック 限定可）
	【正社員】 リハビリテーション業務 雇用期間の定めなし	月額 158,500～ 254,600 円		交代制なし 9:00～18:00		理学療法士、 又は作業療法士 普通自動車運転 免許一種 （オートマチック 限定可）
特別養護老人 ホーム あさくさホーム	【正社員以外】 介護員（臨時） 雇用期間の定めあり 4 か月以上	月額 148,900～ 181,100 円	只見町長浜字久保田 11 電話：84-7110	交替制あり ①8:00～17:00 ②7:00～16:00 ③12:00～21:00 ④21:00～翌 8:00（夜勤）	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車免許 一種 （オートマチック 限定可）
特別養護老人 ホーム 只見ホーム	【正社員以外】 調理職員（臨時） 雇用期間の定めあり 4 か月以上	日額 6,590 円～ 8,120 円	只見町長浜字久保田 1 電話：84-7550	交替制あり ①6:00～15:00 ②10:30～19:30	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転 免許一種 （オートマチック 限定可）
季の郷 湯里	【正社員】 フロントでの接客業務 ※採用は 6 月 1 日以降 を予定	月額 160,000 円 ～	只見町長浜字上平 50 電話：84-2888	交替制あり ①8:00～11:30 16:00～21:00 ※中抜け勤務あり ②8:00～17:00 ③14:00～23:00 ④6:30～15:30 ⑤12:00～21:00	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転 免許一種 （オートマチック 限定可）
	【正社員以外】 レストラン・宴会などの 接客サービス ※採用は 6 月 1 日以降 を予定	時給 800 円～		交替制なし ①10:00～14:00 ②17:00～21:00 ※中抜け勤務あり ※宴会などの利用者の状況 により勤務時間が変更に なる場合があります。		
	【パート】 レストラン・宴会などの 接客サービス ※採用は 6 月 1 日以降 を予定			交替制あり 17:00～21:00 ※宴会などの利用者の状況 により勤務時間が変更に なる場合があります。	雇用 労災	
福島県立 只見高等学校	【その他】 施設管理業務（委託） 雇用期間の定めあり （令和 2 年 6 月 1 日 ～令和 3 年 3 月 31 日）	午前 900 円 午後 1,500 円	只見町只見字根岸 2358 電話：82-2146	交替制なし （6 月～11 月） ①7:00～7:45 ②17:45～19:00 （12 月～3 月） ①7:00～7:45 ②17:15～18:30	なし	普通自動車運転 免許一種 （オートマチック 限定可）
(株)川合自動車 工業	【正社員】 受付事務全般	月額 165,600 円 ～	只見町只見字上ノ原 1644-1	交替制なし 8:00～17:30	雇用 労災 厚生 企業年 金	普通自動車運転 免許一種 （オートマチック 限定可）
	【正社員以外】 受付事務全般	時給 900 円～		交替制なし 8:30～16:00	なし	

〈観 光 商 工 課〉

町営住宅の入居者募集

町営住宅の入居者を募集します。

○募集する団地名・構造

団 地 名	構 造	住 所
上ノ原団地1号棟 6号室	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ3階建約71㎡	只見字上ノ原1692-3
大倉団地3号棟 4号室	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ3階建約71㎡	大倉字広田面1489-4
大倉団地4号棟 6号室	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ3階建約71㎡	大倉字広田面1489-3
九々生団地 6号室	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ3階建約67㎡	二軒在家字九々生916-1

○申込期間 6月5日（金）正午までに町民生活課必着

○入居資格 ①世帯所得が月額15万8千円以下（給与年収：296万8千円以下）である者
②現に住居に困窮していることが明らかな者
③暴力団員でない者

○申込み用紙及び申込み時に必要な書類などの説明資料は、役場町民生活課及び朝日・明和振興センターにあります。

○応募多数の場合は抽選により入居者の選考を行います。

○事前見学を希望する場合や、詳しい施設等の内容については町民生活課町民係までご連絡ください。（TEL82-5100）

〈町 民 生 活 課〉

定住促進住宅沖住宅の入居者募集

定住促進住宅沖住宅の入居者を募集します。

○住宅の概要

- ・所在地 只見町大字只見字沖1477番地
- ・構 造 鉄骨造2階建 1LDK 約46㎡
- ・車 庫 1階部分 約37㎡（2台駐車可能）
- ・家 賃 43,000円（共益費、車庫使用料含む）

○申込期間 6月12日（金）正午までに町民生活課必着

○入居資格 ①町内に定住を希望し居住するための住宅を必要としている者
※応募者が募集戸数を超えた場合複数人世帯（婚姻予定含）を優先します。
②入居を希望する者全員が暴力団員でないこと
③入居を希望する者全員が町税等に滞納がないこと

○募集戸数 1戸（2号室）

○入居期間に制限のある住宅です。（※原則3年）

○申込み用紙及び申込み時に必要な書類などの説明資料は、役場町民生活課及び朝日・明和振興センターにあります。

○応募多数の場合は抽選により入居者の選考を行います。

○事前見学を希望する場合や、詳しい施設等の内容については町民生活課町民係までご連絡ください。（TEL82-5100）

〈町 民 生 活 課〉

みんなの伝言板

◆会津ただみ振興公社より施設利用料改定のお知らせ

【河井継之助記念館】（TEL82-2870）

開館時間：午前10時～午後4時（毎週木曜日定休、他）

今年度より河井継之助記念館の入館料が改定されました。（ ）内は団体料金となります。

	大 人	小 人
入 館 料	350円（300円）	200円（150円）

【町内小学生・中学生・高校生の利用料について】

町内の小学生・中学生・高校生に限り、「奥会津ただみの森キャンプ場」及び「河井継之助記念館」の入場料が免除となります。ご利用の際は、公の機関または会津ただみ振興公社が発行する証明書、学生証を提示のうえ、備え付け名簿への記載をお願いいたします。

○問合せ先 会津ただみ振興公社（TEL0241-83-1733）

町施設の営業再開について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために休業しておりました町施設について、以下のとおり営業再開いたします。また、ご利用の際には、マスク着用・手指のアルコール消毒など感染拡大防止にご協力くださいますようお願いいたします。

開館予定日	施設名	問合せ先	備考
6月1日（月）	森林の分校ふざわ	森林の分校ふざわ TEL71-9511	
	社会体育施設（屋内・屋外）	教育委員会生涯学習係 TEL82-5320	
	ただみ・ブナと川のミュージアム	地域創生課 ユネスコエコパーク推進係 TEL82-5220	
	ふるさと館田子倉	只見町ブナセンター TEL72-8355	
	季の郷湯ら里	季の郷湯ら里 TEL84-2888	レストランの通常営業は休み（6月中）
	深沢温泉むら湯		
	奥会津ただみの森キャンプ場	会津ただみ振興公社 TEL83-1733	
	歳時記会館		当面の間、火曜日と水曜日は休み
	河井継之助記念館		
6月2日（火）	会津只見考古館	教育委員会生涯学習係 TEL82-5320	
	只見保養センター ひとっぶろまち湯	ひとっぶろまち湯 TEL82-2393	当面の間、飲食の提供は休み
6月6日（土）	田子倉レークビュー	ねっか TEL72-8872	

〈地 域 創 生 課〉〈観 光 商 工 課〉〈教 育 委 員 会〉



ブナリン



イワっぺ



アサヨちゃん

令和2年度 除雪機整備費補助金 のご案内

高齢者世帯等に対する除雪支援体制の強化を図ることを目的として、除雪機の新規購入及び更新・修繕をされる方に対して、次のとおり補助金を交付します。

○補助対象者

【新規購入の場合】

申請時除雪機業者等の年齢が満70歳以下であり、補助を受けた年から7年間は除雪機整備費補助事業の指定事業者に登録し、初年度5件以上の利用者を確保できる方

【更新及び修繕の場合】

申請時除雪機業者等の年齢が満75歳以下であり、補助を受けた年から更新の場合は7年間、修繕の場合は3年間は除雪機整備費補助事業の指定事業者に登録できる方

○補助対象経費

・新車の歩行型ロータリ除雪機（除雪幅が1000ミリ以上）購入に要する経費
・只見町自走式除雪機整備費補助金により購入された除雪機（7年以上経過したもの）を更新する経費

・只見町除雪機整備費補助事業として5年以上登録されている方が所有する除雪機で、10万円以上の修繕に要する経費
○補助金の額
【新規購入の場合】
除雪機の購入費用の2分の1以内（限度額180万円）
※値引き価格及び下取りする除雪機がある場合には、値引き・下取り価格を控除した額を費用とします。
【除雪機を更新する場合】
除雪機の購入費用の2分の1以内（限度額120万円）で請負実績件数×1万円で算出される額
※更新の場合は、中古除雪機も補助金の対象となります。
【除雪機を修繕する場合】
請負実績件数×1万円を算出される額または修繕費用のいずれか低い額
ただし、この補助を受けた方が除雪機を更新する場合は、更新補助額から修繕補助額が差し引かれます。
※申込件数が予定件数を上回る場合は、新規購入者を優先とします。
○申込期限 6月19日（金）
※地域経済の活性化のため、でき

第62回水道週間

のお知らせ

6月1日（月）～6月7日（日）は、「第62回水道週間」です。

○スローガン

「飲み水を 未来へつなごう」

〈農 林 建設 課〉
ほくたちで

「親子教室」 延期のお知らせ

6月7日（日）に開催を予定しておりました子育てひろば「第1回親子教室（メディアコントロールに関する講話）」は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、延期いたします。今後の日程については改めてご連絡いたします。
〈朝日振興センター〉

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主の皆さまへ 厚生年金保険料等の納付猶予の特例について

猶予（特例）の概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった事業主の方にあつては、申請により、厚生年金保険料等の納付を、**1年間猶予**することができます。
- この納付猶予の特例が適用されると、**担保の提供は不要**となり、**延滞金もかかりません**。

対象となる事業所

以下の①、②のいずれも満たす事業所が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること（収入の減少が20%に満たない場合は、管轄の年金事務所にご相談ください。）
- ② 厚生年金保険料等を一時に納付することが困難であること

対象となる厚生年金保険料等

- 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する厚生年金保険料等が対象となります。
- 上記の期間のうち、既に納期限が過ぎている厚生年金保険料等（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡ってこの特例を利用できます。
※ 令和2年2月1日から令和2年4月30日（特例施行日）までの間に納期限が到来している厚生年金保険料等（令和2年1月分から3月分）は、令和2年6月30日までの申請により遡って特例を利用できます。

申請方法

- 「納付の猶予（特例）申請書」を管轄の年金事務所に提出してください。（郵送で申請いただけます。）
※ 申請書は、日本年金機構ホームページからダウンロードできます。
※ 預金通帳や売上帳等をもとに申請書を作成してください。根拠となる書類を確認させていただく場合がありますが、書類の準備が難しい場合は、職員が聞き取りによりお伺いしますので、まずは、申請書のみを提出いただいて差し支えありません。
※ 国税、地方税、労働保険料等の納付猶予の特例が許可された場合は、その際の申請書と許可通知書の写しも合わせて提出いただくことにより、申請書の一部記載が省略できます。
- 指定期限までの申請が必要です。
※ 「指定期限」は毎月の納期限からおおよそ25日後です。月々の「指定期限」については、納期限までに保険料の納付がない場合に送付される「督促状」に記載されますので、ご注意ください。

※ 申請にあたっては、管轄の年金事務所へご相談ください。猶予制度に関する一般的なご質問については、厚生年金保険料納付猶予相談窓口でもお受けしております。

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難な方へ

国民年金保険料の免除申請が可能です！

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売上げの減少などが生じて所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請が可能となりました。

対象となる方

以下のいずれにも該当する方が対象になります。

① 新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少

令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われた等により収入が減少したこと。

② 所得が相当程度まで下がった場合

令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込額（※1）が、**国民年金保険料免除基準相当（※2）（※3）になることが見込まれる方**（裏面の**免除承認の所得基準**をご確認ください）

- ※1 令和2年2月以降の任意の月（収入が最も低い月など）における所得額を12か月分に換算し、見込みの経費等を控除し算出します。
- ※2 当年中の所得見込額が全額免除基準相当（例：単身世帯の場合は57万円以下）や一部免除基準相当に該当する場合に、それぞれの基準に該当する免除が適用になります。
- ※3 免除等の判定においては、世帯主及び配偶者（納付猶予は配偶者のみ）も審査の対象となります。また、申請者本人のほか、世帯主や配偶者が①と②に該当するときにも、この簡易な手続きによる申請ができます。

申請の対象となる期間

令和2年2月分から6月分まで

※令和2年7月分以降は、改めて申請が必要です。

申請に必要なもの

1. 国民年金保険料免除・納付猶予申請書

※「**⑩特例認定区分**」欄の「**3. その他**」に○をし、「**臨時特例**」と記入してください。

2. 所得の申立書（簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用））

※ **所得の申立書**については、**裏面の記入例を参照してください。**

申請方法

- 国民年金保険料免除・納付猶予申請書、所得の申立書は、日本年金機構ホームページからダウンロードができます。
- 申請書の提出先は、住所地の市区役所・町村役場の国民年金担当窓口、または年金事務所です。

*** 新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、郵送での提出を是非ご活用ください。**

お問い合わせ先

- お問い合わせ等ありましたら、ねんきん加入者ダイヤルまたは年金事務所におかけください。

ねんきん加入者ダイヤル：Tel **0570-003-004**

月～金曜日 8:30～19:00 第2土曜日 9:30～16:00

日本年金機構ホームページはこちら▶



簡易な所得見込額の申立書（記入例）

【この記入例は、令和2年4月に収入が減少した場合（4月給与7.5万円）で給与収入のみの方（世帯主本人）・配偶者なしの場合の例です。】

【表面】 申立書の②～④欄、左下の署名欄（提出日、住所、氏名）は必ず記入してください。

① 申請対象期間 令和元年度分（令和2年2月分以降）		
② 下記にチェック（☑）してください。		
☑ 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。		
収入が減少した者の氏名をご記入ください。		
被保険者（申請者）氏名	配偶者（夫または妻）氏名	世帯主氏名
フリガナ ねんきん 太郎	フリガナ なし	フリガナ 本人
年金 太郎	なし	本人
収入が減少した後の所得見込額（簡易な所得見込額）をご記入ください。		
被保険者（申請者）の所得見込額	配偶者（夫または妻）の所得見込額	世帯主の所得見込額
250000	なし	
上記の申立書の内容に間違いありません。		
令和〇年〇月〇日 提出		
住所〇〇市〇〇町〇〇1-2-3		
被保険者氏名 年金 太郎		

① 申請対象期間

この所得の申立書（臨時特例用）による申請対象期間は「令和2年2月～6月分」となります。令和2年7月分以降は改めて申請が必要です。

② チェックをしてください。

③ 収入が減少した方の氏名

④ 減少後の所得見込額（控除後所得）

被保険者、配偶者や世帯主のうち※、**新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方のみ**記入してください。所得見込額の計算方法は、申立書の「裏面」をご活用ください。
※配偶者や世帯主がいない場合や、配偶者や世帯主に減収がない場合には、「なし」と記入してください。
※申請者が世帯主本人の場合には、世帯主氏名の欄に「本人」と記入してください。

左下の署名欄をご記入ください。被保険者が自署した場合は押印は不要です。

【裏面】 所得見込額計算シートは、④欄「所得見込額」を計算する際にご活用ください。なお、この面は記入されていなくても構いません。

被保険者（申請者）	配偶者（夫または妻）	世帯主
A 令和2年2月以降の任意の1か月分の収入額（※1）	令和2年 月	令和2年 月
75000	なし	
B 収入見込額（A × 12か月）		
900000		
控除等（※2）		
事業収入、不動産収入を有する方		
C Bの収入のうち、事業収入、不動産収入に係る必要経費の見込額（12か月分）		
給与収入、公的年金等収入を有する方		
D Bの収入のうち、給与収入、公的年金等収入に係る給与所得控除、公的年金等控除の見込額（12か月分）		
65000		
E 各控除等の控除後の所得見込額 B - (C + D) 表面の④に記載		
250000		

A 令和2年2月以降から申請月のうち収入が減少した任意の月と、その月の収入額（減収後の額が最も低い金額など）を記入してください。

C 事業収入や不動産収入を有しない場合は記入の必要はありません。

D 給与収入のみの方の場合の例
・B欄の金額×40%
※上記式で計算した額が65万円に満たない場合は「65万円」

E 給与収入のみの方の場合の例
・給与収入が65万円以下の場合：0円
・給与収入が65万円を超える場合：B欄の額 - D欄の額

このE欄の結果を表面の④欄の「簡易な所得見込額」に記入してください。

免除承認の所得基準

それぞれの免除区分について、所得（E欄）が以下の計算式で計算した金額以下であることが必要です。

全額免除	（扶養親族等の数 + 1） × 35万円 + 22万円	例：単身世帯の場合は57万円 夫婦世帯の場合は92万円
4分の3免除	78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等	
半額免除	118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等	
4分の1免除	158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等	

（注）全額免除に該当しない場合でも納付猶予や一部免除に該当する場合があります。すべての免除区分の審査を希望する場合には、「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」の「⑨免除等区分」欄の記入は不要です。

注意事項

- 任意加入被保険者の方とはご利用できません。
- 付加年金、国民年金基金に加入している方は、免除が承認されるとご利用できなくなりますので、ご注意ください。
- 失業や退職、事業の休廃止により保険料の納付が困難な場合は、この所得の申立書がなくても免除申請ができます（詳しくは「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」の裏面をご覧ください）。

町民の皆さまへ

5月25日、全ての都道府県で新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が解除されました。現在の感染の拡大が抑えられている状況は、皆さまのご理解とご協力によるものであり、大変感謝しております。

一方で、新型コロナウイルスとの戦いは長期化が見込まれており、依然として先行きは不透明な状況にあります。6月1日から、県外への移動制限が緩和されますが、油断せず、新しい生活様式の定着に努めましょう。

◎「3つの密」を避け、マスク着用、手洗い、人と人との距離を保つなど、基本的な感染症対策に努めましょう。

◎首都圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）及び北海道との往来は、6月18日までできるだけ控えましょう。

◎地域の行事については、広域的な移動が見込まれず、参加者がおおよそ把握できる場合は、感染症対策を講じた上で実施してください。

7月31日までの約2か月間は、段階的に制限を緩和する移行期間です。感染症対策を徹底しつつ、教育活動、社会活動、経済活動のレベルを引き上げ、早期の地域経済回復に取り組みます。

令和2年5月28日

只見町長 菅 象三雄

子宮がん検診・骨粗鬆症検診 集団検診受付時間変更のお知らせ

子宮がん・骨粗鬆症検診の実施時間を新型コロナウイルス感染防止対策として、密閉、密集、密接を避けて実施するため、**受付時間を下表のとおり、地区ごとに振分けます**のでご協力をお願いします。なお、新型コロナウイルスの感染状況に応じて中止する場合がありますのでご了承ください。ご不明な点がございましたら保健福祉課保健係（84-7005）へお問合せください。

検診名	検診対象者	料金	持 物
子宮がん検診	20歳以上の女性で 前年度未受診者	1000円※	①記入済の検診受診録 ②スカート（骨粗鬆症のみの方は不要） ※感染予防のため貸出はありませんので忘れずに持参してください。
骨粗鬆症検診	40～70歳の女性	500円	

※クーポン券の方は無料（4月1日現在で20～40歳までの5歳刻）

お願い

飛沫感染防止のため受診録は必ず記入してきてください。受診の際には必ずマスク着用をお願いします。

受付時間

日 時	会 場	対象地区	予定人数	受付時間
6月9日	明和 振興センター	小林	21	9時～9時15分
		大倉	22	9時15分～9時30分
		梁取 二軒在家 塩ノ岐	29	9時30分～9時45分
		坂田 布沢	18	9時45分～10時
6月9日	朝日 振興センター	黒谷入、黒谷沖、根木沢	26	13時～13時15分
		蓮の原、町、檜戸	24	13時15分～13時30分
		上福井 下福井	22	13時30分～13時45分
		小川、荒島、熊倉、 深沢、亀岡、長浜	22	13時45分～14時
6月26日	只見 振興センター	宮淵、上町、原、宮前、沖	21	9時～9時15分
		田中、新屋敷	27	9時15分～9時30分
		新町、叶津、入叶津、八木沢	21	9時30分～9時45分
		蒲生、寄岩、塩沢、十島 館ノ川、黒沢	25	9時45分～10時